

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 白神利行
同 種田和英
同 三木亮治
同 田中慎弥

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

株式会社岡山スポーツ会館

平成24年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の期間

平成26年1月6日から平成26年2月28日まで

3 監査の方法

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、関係書類を抽出により監査した。

4 監査の結果

監査した結果、施設の管理に係る指定管理業務は協定書の内容に沿って適切に実施されており、また、事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

団体の指定管理の概要は次のとおりである。

○名称及び設置場所

名 称 株式会社 岡山スポーツ会館
設 置 場 所 岡山市北区絵図町1番50号
設 立 年 月 日 昭和47年1月21日

(建部町文化センター(温泉プール))

1 指定管理施設について

本法人は、平成24年4月1日より建部町文化センター(岡山市建部町文化センター条例第2条第2号に規定する温泉プール)を、岡山市から管理を行う指定を受けている。

2 指定管理業務の内容について

平成24年度における指定管理業務の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 施設の管理運営に関する業務
 - ・ 入場の受付
 - ・ 利用許可及び利用料金の収納
 - ・ 施設利用指導
 - ・ 安全管理
 - ・ 管理物件の維持管理
- (2) 自主事業として行うことが可能な業務
 - ・ 市長が必要と認めた業務

3 指定管理にかかる納付金の納付状況について

平成24年度から26年度までの、指定に係る岡山市への納付金は、1,500,000円であり、納付状況は次のとおりである。

平成24年10月 9日 500,000円 納付

4 指定管理業務に係る事務処理について

平成24年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

また、事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

[調査簿冊名]

建部町文化センター温泉プール平成24年度自主事業及び利用料金の承認願、建部町文化センター平成24年度温泉プール運営実施報告書、建部町文化センター温泉プール運営実施月次報告書(利用状況表、売上月次集計表、週間レッスンプログラム)期

間限定レッスン，楽しいたより，自主事業実施のお願い，イベントに係る利用料減免
願い書，フロント清算書(日報)，会費領収控え，成人入会受付台帳・子供入会受付台
帳(成人コース・子供スクール)，領収書(控え)，部門別元帳，建部クラブ日時設備点
検表(一般・幼児プール・ジャグジー)，清掃の予定及び実施表，勤務時間表，物品購
入申請書，小口現金出納表及び添付領収書，濾過設備点検修理関係書(H23年9月実施)，
発券機レシート，プール管理表清掃予定実施簿

(御津スポーツパーク)

1 指定管理施設について

本法人は，平成22年4月1日より御津スポーツパークを岡山市から管理を行う指定
を受けている。

2 指定管理業務の内容について

平成24年度における管理業務の主な内容は，次のとおりである。

(1) 施設の管理・運営に関する業務

- ① 施設の予約・受付に関する業務
- ② 施設の使用の許可に関する業務
- ③ 施設の利用料金の徴収・減免に関する業務
- ④ 清掃業務
- ⑤ 警備業務
- ⑥ 施設備品等の点検管理及び修繕
- ⑦ 施設・設備の維持管理及び修繕
- ⑧ グラウンド，コート等の整備
- ⑨ 植栽管理
- ⑩ 光熱水費等の支払いに関する業務
- ⑪ プールの運営に関する業務
- ⑫ トレーニング室の運営に関する業務
- ⑬ 施設の巡回及び緊急対応等に関する業務
- ⑭ 各種報告・調査に関する業務
- ⑮ 苦情・要望等の対応に関する業務
- ⑯ 市民ニーズの把握に関する業務
- ⑰ その他必要な管理運営業務

(2) 自主事業として行うことが可能な業務

・公の施設の本来の設置目的を妨げない範囲において，指定管理者の責任と費用
負担により行われる，所管課の事前承認を得た業務。

(従来から実施されていた水泳教室，体操教室等)

3 指定管理料の執行状況について

平成24年度の岡山市からの指定管理料は39,800,000円であり、指定管理料の受入れ状況は次のとおりである。

平成24年6月5日	3,316,674円	収入
平成24年7月9日	3,316,666円	収入
平成24年8月7日	3,316,666円	収入
平成24年9月6日	3,316,666円	収入
平成24年10月1日	3,316,666円	収入
平成24年11月1日	3,316,666円	収入
平成25年1月9日	3,316,666円	収入
平成25年2月8日	3,316,666円	収入
平成25年3月8日	3,316,666円	収入
平成25年3月29日	3,316,666円	収入
平成25年4月5日	3,316,666円	収入
平成25年5月10日	3,316,666円	収入

また、執行の主なものとは光熱水費、人件費である。

4 指定管理業務に係る事務処理について

平成24年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

[調査簿冊名]

御津スポーツパークの管理に係る協定書、御津スポーツパーク指定管理者業務仕様書、使用許可申請書、使用料減免関係書、御津スポーツパーク施設利用料金実績表、利用件数・人数実績表、クリーンパトロール実績表、小口現金出納票、平成24年度月別実施事業報告書、使用料等売上実績集計票、振込金受取書、支出伺い稟議書、損害保険証書、市有物品の台帳、パート給与明細書、再委託関係一覧表、入出金明細表（写）、出務表・シフト表、総勘定元帳